

平成23年(行ウ)第17号、第18号

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原告 前川盛治 外274名

被告 沖縄県知事 外1名

直送済

達成印面(3)

平成24年7月4日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄市市長訴訟代理人弁護士 幸 喜 合



同 藤 田 雄 士



稻 山 聖 正



同訴訟復代理人弁護士 畑 眞 寛



同 南 部 潤 清



同



第1 原告ら準備書面(1)に対する認否及び反論

1 1項(原告ら準備書面(1)1頁)について

(1) 柱書きについて

原告ら訴状の記載内容は認める。

(2) 1)について

ア (1)は否認する。被告沖縄市市長の答弁内容である。
イ (2)は否認する。被告沖縄県知事の答弁内容である。

(3) 2)について

ア (1)は概ね認める。

イ (2) は認める。
 ヴ (3) は争う。

本件環境保全図書において、必ずしも新種、日本新記録種等の調査、予測及び評価を実施する必要はない。
 本件環境保全図書では、埋立工事により生じうる生息・生育域の改變、生息・生育状況への影響につき、陸域生物、海域生物、生態系という枠組みで予測及び評価を行っている。なお、生態系では、地域を特徴づける注目種を選定し、注目種ごとに予測及び評価を行っている。

エ (4) は争う。理由は從前から主張しているとおりである。

2 2項 (原告ら準備書面 (1) 3頁) について

- (1) 1) について
 - ア (1) は認める。
 - イ (2) は概ね認める。
 - ウ (3) について、波線の引かれた動植物が環境影響評価書(甲C第11号証、乙C第1号証)に記載されていないことは認める。
- (2) 2) について
 - ア (1) は認める。
 - イ (2) のうち、環境影響評価書(甲C第11号証、乙C第1号証)の未記載種については概ね認め、その余の事実は否認し、主張は争う。
 - アンピラボラは平成21年度調査では未確認であった。
 - (3) 3) のうち、事業者がザンノナミダを確認したことは否認し、その余は概ね認める。
 - (4) 4) のうち、事業者がヒメメナガオサガニを確認していないことは否認し、オキナワホガタウロコムシ、テングノウチワ及びコバモクについては、原告らが確認したとの趣旨であれば不知、その余は概ね認める。
 - (5) 5) のうち、事業者がコアジサシの繁殖状況を調査したことは認め、その余は不知。
- 3 3項 (原告ら準備書面 (1) 7頁) について

(1) 1) のうち、被告沖縄県知事の主張内容は認め、その余の主張は争う。

従前から主張しているとおり、事業者は、これまで環境の保全に必要な措置を適切に講じてきている。

(2) 2) のうち、事業者が調査・報告をしたことは認め、その余の事実は否認し、主張は争う。

理由は上記(1)のとおりである。

(3) 3) について

ア (1)のうち、事業者がニライカナイゴウナ及びオサガニヤドリガイの保全に必要な措置を講じたことは認め、その余は否認する。

事業者は、ホソウミヒルモ、リュウキュウズタ、ジヤングサマテガイ及びホソエガサについて保全に必要な措置を適切に講じている。

イ (2)のうち、事業者が工事区域内の新種等について調査・報告をしたことは認め、その余は争う。

従前から主張しているとおり、事業者は、新種等に配慮し、環境の保全に必要な措置を適切に講じてきている。

ウ (3)のうち、事業者が近傍に生息する種について調査・確認をしたこと及び甲C第34号証の記載内容は認め、その余は争う。

従前から主張しているとおり、事業者は、近傍に生息する種等に配慮し、環境の保全に必要な措置を適切に講じてきている。

(4) 4) は争う。理由は上述のとおりである。

4 4項(原告ら準備書面(1)9頁)について

(1) 1) 及び2) は、本訴とは関連性がないため、認否の限りではない。

(2) 3) は争う。

環境影響評価書(甲C第11号証、乙C第1号証)作成後の事情により実施済みの環境影響評価手続きが違法になることはないし、事業者に再度の実施が義務づけられることもな

5 項 (原告ら準備書面 (1) 11頁) について争う。理由は上記4項(2)のとおりである。

第2 原告ら準備書面 (2) に対する認否及び反論

1 1項 (原告ら準備書面 (2) 1頁) について

原告らの主張がなされたことは認める。

2 2項 (原告ら準備書面 (2) 3頁) について

(1) (1)は認める。

(2) (2)について

ア ①及び②は認める。

イ ③のうち、原告ら指摘の報告があったことは認め、その余は否認する。

被告沖縄市市長は、「上記報告にも拘わらず、平成18年度第2回中城湾港泡瀬地区環境監視委員会において原告らが主張するような評価をしていない。」旨を主張しているに過ぎない。

(3) (3)は概ね認める。

但し、平成20年度第1回中城湾港泡瀬地区環境監視委員会においても、工事の影響により砂州の形状が変化した旨の評価はなされていない（用C第40号証）。

3 3項 (原告ら準備書面 (2) 4頁) について

(1) (1)は概ね認める。

但し、東側砂州の位置、形状、土量等は従前より継続的に変化している。したがって、原告らの主張が、本件泡瀬地区埋立事業の工事により砂州が大きく変化したとの趣旨であれば、その因果関係及び評価を争う。

(2) (2)のうち、現在、東側砂州が水没することがあることは認め、その余は水没する条件も含めて不知。

なお、仮に原告ら主張のとおりに台風襲来直後から東側砂州が水没するようになったのであれば、砂州の形状は台風の影響により変化しやすいということに他ならないし、これは、原告らが引用する甲C第40号証・1頁記載の香村委員の認

識とも合致している。

(3) (3)のうち、東側砂州においてコアシサシが繁殖していることは認め、その余は不知。

(4) (4)のうち、東側砂州において砂の移動や砂州の形状変化があつたことは認め、その余は不知。

(5) (5)のうち、環境影響評価書の記載内容（甲C第11号証・10-16頁）は認め、その余の事実は否認し、主張は争う。上記(1)のとおり、東側砂州は本件泡瀬地区埋立事業の工事により変化したわけでもなく、また、大きく変化したわけでもないため、当該変化は異常な事態として認識されていな
い。

4 4項（原告ら準備書面（2）5頁）について

(1) 柱書きは認める。

(2) (1)について

ア ①のうち、事業者が波高・波向、海浜流、潮流及び砂州の変化についてシミュレーションを行ったことは認め、その余は否認する。

事業者は当初の環境影響評価手続きにおいても海水の流れ及び砂州地形の予測・評価を行っている（乙C第1号証・5-147頁以下、5-205頁以下、5-227頁、5-228頁）。

イ ②は否認する。

平成20年度第1回中城湾港泡瀬地区環境監視委員会では、航路掘削後の砂州の変遷も踏まえて地形変化予測を行っている（甲C第40号証・参考資料-2）。

ウ ③のうち、砂州の高さの頂点がH. W. L. よりも高かつたことは認め、その余は不知。

エ ④のうち、満潮時における東側砂州の水没は認め、その余は否認する。

シミュレーションが実態を反映していないとまで言うことはできない。

オ ⑤のうち、満潮時における東側砂州の水没は認め、その余は否認する。

シミュレーションが実態を反映していないとまで言うことはできない。

力 ⑥のうち、甲C第40号証の記載内容は認め、その余の事実は否認し、主張は争う。

事業者は、砂州の形状変化についての検討を行ってきたし、今後も行っていく予定である。また、從前から主張しているとおり、本件において、事業者が再度の環境影響評価手続きの実施を法的に義務づけられることはない。

(3) (2)について、計画変更によりどのような環境変化が起ころのか整理しておくことが必要である旨の意見があつたことは認める。

5 5項(原告ら準備書面(2)6頁)について

争う。
本件において、事業者は、再度の環境影響評価手続きを実施する法的義務を負っていない。したがって、公有水面埋立法違反もない。

第3 原告ら準備書面(3)に対する認否及び反論

1 1項(原告ら準備書面(3)1頁)について

①ないし③は概ね認め、④は否認する。

事業者は、環境影響評価手続き以後も必要な調査等を行っている。

2 2項(原告ら準備書面(3)2頁)について

大型海草藻場が消失した原因について否認し、その余の事実は不知、主張は争う。

從前から主張しているとおり、被度50%以上の区域が減少した理由は平成14年夏の台風による減耗であると考えられている。

3 3項(原告ら準備書面(3)2頁)について

(1) (1)のうち、平成13年11月当時、本件海域に被度50%以上の大型海草藻場が56.8ha存在していたことは認め、被度50%以上の区域が減少した理由は否認し、その余は不知。

原告らの主張は、日照時間、海水温の変化等の台風以外の自然要因等を考慮していない。

(2) (2)のうち、被度50%以上の大型海草藻場の面積の推移は認め、その余は不知。

(3) (3)は否認する。

否認の理由は上記(1)のとおり。

4 4項(原告ら準備書面(3)4頁)について

甲C第49号証の記載内容は認め、主張は争う。
原告らの「代償措置」の内容及び運用に係る解釈は独自のものと思われる。

5 5項(原告ら準備書面(3)4頁)について
移植藻場の生育面積は認め、主張は争う。

従前から主張しているとおり、手植え移植は専門家等から一定の評価を得ている手法である。

6 6項(原告ら準備書面(3)5頁)について
本訴とは関連性がないため、認否の限りではない。

7 7項(原告ら準備書面(3)6頁)について
争う。

本件において、事業者は、再度の環境影響評価手続きを実施する法的義務を負っていない。したがって、公有水面埋立法違反もない。

第4 原告ら準備書面(4)3頁記載の求釈明に対する回答

「港湾の施設の技術上の基準・同解説」を参考に、50年確率波における護岸前面波高、許容越波流量等を考慮して、護岸の天端高を決定したものである。

以上